

港区旅館業法施行条例及び港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

本案は、サウナ施設における安全対策のための設備基準等を定めるものです。

【条例改正の背景】

令和 7 年 12 月 15 日に赤坂地区のサウナ施設で発生した死亡事故を受け、サウナ施設の利用者の更なる安全を確保するため、旅館等及び公衆浴場に設置されるサウナ施設について、必要な設備基準等を定めます。

【条例改正の内容】

(1) サウナ施設の設備基準として、以下の基準を定めます。

- ア サウナ施設の適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。
 - イ サウナ施設内の状況が容易に確認できる窓その他の装置を設けること。
 - ウ サウナ施設内の入浴者が使用しやすい場所に非常用ブザーを設置すること。
 - エ 非常用ブザーについて、定期的に点検を行うとともに、サウナ施設の使用中に作動確認を行うこと。
 - オ サウナ施設の扉は、内部から容易に開放できる構造とし、ラッチその他の入浴者がサウナ施設内に閉じ込められるおそれのある設備又は装置を設けないこと。
- (2) 事故の発生時その他の緊急時に迅速に対応できる体制を整備することを義務付けます。

【施行期日】

公布の日

※既存施設のうち (1) ウからオまでの基準を満たさないものは、ウ及びエは令和 9 年 9 月 30 日まで、オは同年 3 月 31 日まで適用を猶予します。